

岡山大学大学院環境生命科学研究科規程
Regulations of Graduate School of Environmental and Life Science,
Okayama University

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号）の規定に基づき、岡山大学大学院環境生命科学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、環境生命科学の分野において、総合的、学際的な教育・研究を行い、科学・技術の探究と発展に資するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

(自己評価)

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の結果は、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 研究科は、研究科に係る教育研究及び組織運営の状況について、定期的に公表する。

(組織的研修)

第5条 研究科は、研究科の教員の教育内容及び教育方法の改善を図るために、組織的な研修及び研究を実施する。

(附属施設)

第5条の2 研究科に附属低炭素・廃棄物循環研究センターを置く。

2 附属低炭素・廃棄物循環研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(課程)

第6条 研究科の課程は博士課程とし、前期2年の博士課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の博士課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

(専攻及び講座)

第7条 博士前期課程に、別表1に掲げるとおり専攻を置く。

2 博士後期課程に、別表2に掲げるとおり専攻及び講座を置く。

(ベトナム特別コース)

第8条 博士前期課程の各専攻に、本学とベトナム国フエ大学（以下「フエ大学」という。）との間で締結した「フエ大学と岡山大学との覚書に基づく岡山大学とフエ大学における岡山大学・フエ大学院特別コース協定」に基づき、本学とフエ大学が共同で行う「岡山大学・フエ大学院特別コース」に係る教育プログラムを設ける。

2 前項の教育プログラムは、大学院ベトナム特別コース（以下「ベトナム特別コース」という。）と称する。

(教員組織)

第9条 研究科の教員組織は別に定める。

2 研究科の授業は教授、准教授、講師又は助教が担当する。

3 研究科の研究指導は、教授又は准教授が担当するものとする。ただし、必要があると認めるときは、講師に担当若しくは分担させ、又は助教に分担させることができる。

(研究科長)

第10条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

3 研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副研究科長)

第11条 研究科に、総務担当、教育担当及び研究担当の副研究科長を置く。

2 副研究科長は、研究科担当の専任の教授のうちから研究科長が指名し、学長に推薦する。

3 副研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名した研究科長の任期を超えることはできない。

4 副研究科長に関し、必要な事項は別に定める。

(専攻長)

第12条 研究科の各専攻に専攻長を置く。

2 専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(副専攻長)

第13条 研究科の各専攻に、副専攻長を置くことができる。

2 副専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第14条 研究科に、岡山大学大学院環境生命科学研究科教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程)

第15条 研究科は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

(教育方法)

第16条 研究科における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 授業は、講義又は演習で行う。

(教育方法の特例)

第17条 博士後期課程において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(授業科目等)

第18条 研究科の授業科目、単位数は別表3のとおりとする。ただし、同表に掲げる授業科目のほか、教授会の議を経て特別に授業科目を開設することがある。

2 研究科における研究指導については、別に定める。

(副専攻)

第19条 岡山大学大学院学則第7条第2項の規定に基づき、研究科に副専攻コースを開設する。

2 副専攻コースに関し必要な事項は、別に定める。

(指導教員)

第20条 授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

2 博士後期課程の指導教員は、正指導教員1人及び副指導教員2人とする。

3 指導教員の変更は認めない。ただし、特別の事情があるものに限り、許可することがある。

(履修方法)

第21条 博士前期課程の学生は、別表3に掲げる授業科目を、その履修方法に従い、30単位以上を履修し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

2 博士後期課程の学生は、別表3に掲げる授業科目をその履修方法に従い、12単位以上を履修し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。

3 学生は、履修しようとする授業科目につき、所定の履修届を指定した期限内に研究科長に提出しなければならない。

4 前項の期限内に履修届を提出しない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情がある場合には、当該授業科目の担当教員の承認を受けたものについて履修を認めることができる。

5 学生は、別表3に掲げる授業科目のほか、本学大学院の他の研究科の授業科目を指導教員の指導を受けて履修することができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第21条の2 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科長は、教授会の議を経て、長期履修学生としてその計画的な履修（以下「長期履修」という。）を許可することができる。

2 長期履修の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

(単位修得の認定)

第22条 各授業科目的単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別研究及び演習の授業科目については、平素の成績により単位の修得を認定することができる。

3 本学大学院の他の研究科又は他大学の大学院で修得した単位は、博士前期課程は10単位を、博士後期課程は4単位を限度として当該大学院等の発行した単位修得証明書に基づき認定することができる。

(追試験)

第23条 病気その他やむを得ない事由により、正規の試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことができる。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目的単位の計算は、次の基準による。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

三 実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について講義、演習又は実習の二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算は、前項各号に規定する基準を考慮して別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、学修の成果を考慮して単位を授与することが適當と認めるとときは、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(成績の評価)

第25条 各授業科目的成績の評価は、A+、A、B、C及びFとし、A+、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。ただし、必要と認める場合は、A+、A、B及びCの評価に代えて、修了又は認定とすることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第26条 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(他大学の大学院の授業科目的履修)

第27条 他大学の大学院（外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）を含む。）の授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出るものとし、当該大学との協議に基づき、許可するものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位)

第28条 学生が大学院に入学する前に本学又は他大学院において履修した授業科目について、修得した単位の認定を受けようとするときは、所定の様式により研究科長に願い出て認定を受けるものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(他大学の大学院等の研究指導)

第29条 学生が、他大学の大学院（外国の大学院等を含む。）又は研究所等において研究指導を受けようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出るものとし、当該大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、許可することがある。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(学位論文の提出及び最終試験)

第30条 学位論文（修士の学位の授与を受けようとする者にあっては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下この条において同じ。）は、岡山大学学位規則（平成16年岡大規則第1号）の定めるところにより、指導教員の承認を受けて指定の期限までに提出するものとする。

2 提出期限に遅れた学位論文は、受け付けない。

3 学位論文の審査及び最終試験の実施に関しては、別に定める。

(課程の修了要件)

第31条 博士前期課程の修了要件は、博士前期課程に2年以上在学し、第21条第1項に定める履修と研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、第21条第2項に定める履修と研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期2年の博士課程を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の課程修了の認定は、教授会が行う。

(学位の授与)

第32条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、下表のとおりとする。

学位	専攻名	学位に付記する専攻分野
修士	社会基盤環境学	工学、環境学、農学又は学術
	生命環境学	理学、環境学、農学又は学術
	資源循環学	工学、環境学又は学術
	生物資源科学	農学又は学術
	生物生産科学	農学又は学術
博士	環境科学	理学、工学、環境学、農学又は学術
	農生命科学	農学又は学術

(教育職員免許状)

第32条の2 博士前期課程において、別表4に掲げる教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

(転入学及び転研究科)

第33条 他大学の大学院（外国の大学院等を含む。）に在学する者で研究科に転入学又は本学大学院の他の研究科に在学する者で、研究科に転研究科を志願する者があるときは、研究科長に願い出るものとし、教授会の議に基づき、許可するものとする。

2 研究科に在学する学生が、他大学の大学院に転入学又は本学大学院の他の研究科に転研究科を志願するときは、研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。

3 前2項の取扱いについては、別に定める。

(転専攻)

第34条 研究科に在学する学生が、現に所属する専攻から研究科の他の専攻に転専攻を志願するときは、研究科長に願い出るものとし、教授会の議に基づき、許可するものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(再入学)

第35条 研究科を退学した者が、再入学しようとするときは、研究科長に願い出るものとし、教授会の議に基づき、許可するものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(留学)

第36条 外国の大学院等へ留学しようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出るものとし、当該大学院等との協議に基づき、許可するものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(科目等履修生)

第37条 本学大学院の学生以外の者で、科目等履修生として研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、入学を許可するものとする。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第38条 他大学の大学院（外国の大学院等を含む。）の学生で、特別聴講学生として研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、許可するものとする。

2 特別聴講学生の取扱いについては、別に定める。

(研究生)

第39条 研究科において特定の事項について研究を志願する者があるときは、指導予定教員の承認を得たものについて、選考のうえ、入学を許可するものとする。

2 研究生の取扱いについては、別に定める。

(特別研究学生)

第40条 他大学の大学院（外国の大学院等を含む。）の学生で、研究科の特別研究学生として研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、許可するものとする。

2 特別研究学生の取扱いについては、別に定める。

(雑則)

第41条 この規程の定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月4日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 平成24年度以前の入学者及び進学者については、改正後の別表3及び別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 平成26年度以前の入学者及び進学者については、改正後の第32条第3項及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年11月26日から施行し、平成27年度入学生から適用する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前の入学者及び進学者については、改正後の別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前の入学者及び進学者については、改正後の別表3及び別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前の入学者及び進学者については、改正後の別表2及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前の入学者及び進学者については、改正後の別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年度以前の入学者及び進学者については、改正後の別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1（第7条関係）

専 攻
社会基盤環境学
生命環境学
資源循環学
生物資源科学
生物生産科学

専 攻	講 座
環境科学	都市環境創成学
	農村環境創成学
	環境生態学
	人間生態学
	持続可能社会形成学
	物質エネルギー学
農生命科学	生物機能化学
	植物ストレス科学
	植物機能開発学
	動物機能開発学

別表3（第18条関係）

博士前期課程

(1) 社会基盤環境学専攻

履修方法

- 1 いずれかのコースを選択し、指導教員の指導により、演習2単位を含め30単位以上（他の専攻及び他の研究科の授業科目を含む。）を修得すること。
 - 2 定められた必修科目（社会基盤環境学概論2単位及び特別研究10単位）を履修すること。
 - 3 ベトナム特別コースに係る学生にあっては、この表に掲げる授業科目のほか、（6）ベトナム特別コース（各専攻に共通）に掲げる授業科目を含むものとする。
 - 4 指導教員の指導により、履修許可を受けた学生にあっては、この表に掲げる授業科目のほか、（7）グローバルサイエンスコース（各専攻に共通）に掲げる授業科目を含むものとする。

(2) 生命環境学専攻

履修方法

- 1 いずれかのコースを選択し、指導教員の指導により、演習2単位を含め30単位以上（他の専攻及び他の研究科の授業科目を含む。）を修得すること。
 - 2 定められた必修科目（生命環境学概論2単位及び特別研究10単位）を履修すること。
 - 3 ベトナム特別コースに係る学生にあっては、この表に掲げる授業科目のほか、（6）ベトナム特別コース（各専攻に共通）に掲げる授業科目を含むものとする。
 - 4 指導教員の指導により、履修許可を受けた学生にあっては、この表に掲げる授業科目のほか、（7）グローバルサイエンスコース（各専攻に共通）に掲げる授業科目を含むものとする。

(3) 資源循環學專攻

履修方法

- 1 いずれかのコースを選択し、指導教員の指導により、演習2単位を含め30単位以上（他の専攻及び他の研究科の授業科目を含む。）を修得すること。
 - 2 定められた必修科目（資源循環学概論2単位及び特別研究10単位）を履修すること。
 - 3 ベトナム特別コースに係る学生にあっては、この表に掲げる授業科目のほか、（6）ベトナム特別コース（各専攻に共通）に掲げる授業科目を含むものとする。
 - 4 指導教員の指導により、履修許可を受けた学生にあっては、この表に掲げる授業科目のほか、（7）グローバルサイエンスコース（各専攻に共通）に掲げる授業科目を含むものとする。

(4) 生物資源科学專攻

履修方法

- 1 いずれかのコースを選択し、指導教員の指導により、演習4単位を含め30単位以上（他の専攻及び他の研究科の授業科目を含む。）を修得すること。
 - 2 定められた必修科目（生物資源科学概論2単位及び生物資源科学特別研究10単位）を履修すること。
 - 3 ベトナム特別コースに係る学生にあっては、この表に掲げる授業科目のほか、（6）ベトナム特別コース（各専攻に共通）に掲げる授業科目を含むものとする。
 - 4 指導教員の指導により、履修許可を受けた学生にあっては、この表に掲げる授業科目のほか、（7）グローバルサイエンスコース（各専攻に共通）に掲げる授業科目を含むものとする。

(5) 生物生産科学専攻

履修方法

- 1 いずれかのコースを選択し、指導教員の指導により、演習4単位を含め30単位以上（他の専攻及び他の研究科の授業科目を含む。）を修得すること。
 - 2 定められた必修科目（生物生産科学概論2単位及び生物生産科学特別研究10単位）を履修すること。
 - 3 ベトナム特別コースに係る学生にあっては、この表に掲げる授業科目のほか、（6）ベトナム特別コース（各専攻に共通）に掲げる授業科目を含むものとする。
 - 4 指導教員の指導により、履修許可を受けた学生にあっては、この表に掲げる授業科目のほか、（7）グローバルサイエンスコース（各専攻に共通）に掲げる授業科目を含むものとする。

(6) ベトナム特別コース（各専攻に共通）

授業科目の名称	単位数
地域開発と資源管理	2
環境水文学	2
サステイナブル環境化学	2
廃棄物マネジメント	2
環境生態学	2
応用動物科学	2
フィールド作物学	2
農業バイオ技術各論	2

(7) グローバルサイエンスコース（各専攻に共通）

授業科目の名称	単位数
Advances in Environmental Ecology	2
Advances in Plant Stress Science	2
Advances in Plant Science	2
Advances in Animal Science	2
International Solid Waste Management	1
Advances in Material and Energy Science	1

履修方法

グローバルサイエンスコースの開講科目を履修する場合は、指導教員の指導の下、履修許可を受けて履修するものとする。

(8) 博士前期課程共通科目

授業科目の名称	単位数
SDGsマネジメント学	1
SDGsプロジェクト実習1（学内）	1
SDGsプロジェクト実習2（国内）	2
SDGsプロジェクト実習3（国際）	2
イノベーション概論	2
自然・環境科学教養・実践論	2
グローバル・プレゼンテーションA	1
グローバル・プレゼンテーションB	1
インターナショナル・インターンシップ（短期）	1
インターナショナル・インターンシップ（長期）	2
インターンシップ（短期）	1
インターンシップ（長期）	2
プレゼンテーション	1
知的財産論	0.5
組織マネジメント概論	0.5

履修方法

博士前期課程共通科目の開講科目は、指導教員の指導の下、修了要件に算入することができる。

博士後期課程

(1) 環境科学専攻

授業科目の名称	配当年次	単位数	
		必修	選択
環境科学特論	1	1	
環境移動現象解析特論	1・2・3	2	
振動環境設計学	1・2・3	2	
振動エネルギー設計学	1・2・3	2	
応用地盤環境工学	1・2・3	2	
数值水理学	1・2・3	2	
水工学特論	1・2・3	2	
防災水工学	1・2・3	2	
流域環境科学	1・2・3	2	
町づくり論	1・2・3	2	
都市交通計画学	1・2・3	2	
建築都市空間計画特論	1・2・3	2	
構造材料循環学	1・2・3	2	
社会基盤設計学	1・2・3	2	
地盤環境評価学	1・2・3	2	
気圈環境学	1・2・3	2	
水圏環境評価学	1・2・3	2	
水処理工学特論	1・2・3	2	
廃棄物工学特論	1・2・3	2	
廃棄物計画学特論	1・2・3	2	
都市構造マネジメント論	1・2・3	2	
雑草機能管理学	1・2・3	2	
水生動物管理学	1・2・3	2	
土壤圈機能学	1・2・3	2	
土壤環境工学	1・2・3	2	
地形情報管理学特論	1・2・3	2	
生物環境水利学	1・2・3	2	
地水環境制御学	1・2・3	2	
水循環解析学	1・2・3	2	
流域環境水文学	1・2・3	2	
地盤環境解析学	1・2・3	2	
環境施設設計学	1・2・3	2	
流域環境防災学	1・2・3	2	
農村計画特論	1・2・3	2	
持続的農村システム特論	1・2・3	2	
農村社会学特論	1・2・3	2	
国際開発・環境問題特論	1・2・3	2	
応用植物生態学	1・2・3	2	
樹木生理学	1・2・3	2	
森林土壤管理学	1・2・3	2	
森林立地学	1・2・3	2	
森林生物学	1・2・3	2	
森林分子生態学	1・2・3	2	
水系生物多様性解析学	1・2・3	2	
進化生態学	1・2・3	2	
昆虫生態学	1・2・3	2	
生物生産システム工学	1・2・3	2	
生物生産情報工学	1・2・3	2	
資源・環境管理学	1・2・3	2	
地域資源管理学	1・2・3	2	
食料情報システム学	1・2・3	2	
可換代数学特論	1・2・3	2	
確率過程特論	1・2・3	2	
応用数理解析学	1・2・3	2	
動態数理解析学	1・2・3	2	
計算科学特論	1・2・3	2	
非線形現象の数理	1・2・3	2	
環境データ分析	1・2・3	2	
統計データ解析特論	1・2・3	2	
環境統計解析学	1・2・3	2	
多変量解析学特論	1・2・3	2	
環境情報解析学	1・2・3	2	
環境リスクマネジメント学	1・2・3	2	
環境保健政策学	1・2・3	2	
計算材料科学	1・2・3	2	
無機材料化学	1・2・3	2	
環境無機材料設計学	1・2・3	2	

環境無機材料機能学	1・2・3		2
有機機能分子設計論	1・2・3		2
有機機能分子合成論	1・2・3		2
省エネルギー精密重合論	1・2・3		2
環境調和高分子高次構造論	1・2・3		2
環境プロセス論	1・2・3		2
分離プロセス論	1・2・3		2
環境化学反応最適操作論	1・2・3		2
エネルギー資源変換触媒学	1・2・3		2
応用構造計算力学演習	1・2・3		2
環境振動エネルギー学演習	1・2・3		2
地盤環境設計学演習	1・2・3		2
水域環境設計学演習	1・2・3		2
陸水循環評価学演習	1・2・3		2
都市計画学演習	1・2・3		2
交通まちづくり学演習	1・2・3		2
建築都市空間計画演習	1・2・3		2
環境創成材料学演習	1・2・3		2
地下水環境評価学演習	1・2・3		2
環境マネジメント学演習	1・2・3		2
環境計測制御学演習	1・2・3		2
廃棄物管理循環学演習	1・2・3		2
植生管理学演習	1・2・3		2
水生動物学演習	1・2・3		2
土壤圈管理学演習	1・2・3		2
生産基盤管理学演習	1・2・3		2
地形情報管理学演習	1・2・3		2
農村環境水利学演習	1・2・3		2
流域水文学演習	1・2・3		2
環境施設設計学演習	1・2・3		2
環境施設管理学演習	1・2・3		2
農村計画学演習	1・2・3		2
環境経済学演習	1・2・3		2
国際農村環境学演習	1・2・3		2
緑地生態学演習	1・2・3		2
土壤環境管理学演習	1・2・3		2
森林生態学演習	1・2・3		2
水系保全学演習	1・2・3		2
昆虫生態学演習	1・2・3		2
進化生態学演習	1・2・3		2
生物生産システム工学演習	1・2・3		2
資源管理学演習	1・2・3		2
食料生産システム管理学演習	1・2・3		2
応用数理学演習	1・2・3		2
環境数理解析学演習	1・2・3		2
応用数值解析学演習	1・2・3		2
環境統計学演習	1・2・3		2
環境調査実験解析学演習	1・2・3		2
環境疫学演習	1・2・3		2
セラミックス材料学演習	1・2・3		2
無機機能材料化学演習	1・2・3		2
有機機能材料学演習	1・2・3		2
環境高分子材料学演習	1・2・3		2
環境プロセス工学演習	1・2・3		2
環境反応工学演習	1・2・3		2

履修方法

指導教員の指導により、環境科学特論 1 単位及び演習 2 単位を含め12単位を修得すること。

(2) 農生命科学専攻

授業科目の名称	配当年次	単位数	
		必修	選択
農生命科学特論	1	1	
天然物応用化学特論	1・2・3	2	
応用生理活性化学	1・2・3	2	
生物活性化学	1・2・3	2	
天然物解析化学	1・2・3	2	
生理活性高分子化学	1・2・3	2	
応用細胞生化学	1・2・3	2	
微生物遺伝子化学特論	1・2・3	2	
応用酵素開発学	1・2・3	2	
食品生理化学特論	1・2・3	2	
生物情報化学特論	1・2・3	2	
細胞情報化学特論	1・2・3	2	
極限環境微生物機能学	1・2・3	2	
植物生理遺伝学	1・2・3	2	
植物細胞解析学	1・2・3	2	
植物情報統御解析学	1・2・3	2	
植物エピゲノム解析学	1・2・3	2	
植物分子細胞生理学	1・2・3	2	
植物細胞分子機能学	1・2・3	2	
植物ストレス生理学	1・2・3	2	
植物ストレス分子生理学	1・2・3	2	
植物栄養ストレス学	1・2・3	2	
植物成長制御学	1・2・3	2	
植物生理機能学	1・2・3	2	
発展ウイルス分子生物学	1・2・3	2	
応用植物ウイルス学	1・2・3	2	
植物－昆虫相互作用学特論	1・2・3	2	
植物免疫学特論	1・2・3	2	
植物－病原菌相互作用学特論	1・2・3	2	
応用植物環境微生物学	1・2・3	2	
植物ゲノム多様性解析学	1・2・3	2	
植物ゲノム多様性遺伝学	1・2・3	2	
植物分子育種学	1・2・3	2	
植物遺伝資源機能解析学	1・2・3	2	
作物ゲノム育種学	1・2・3	2	
分子細胞遺伝解析学	1・2・3	2	
植物多様性進化学特論	1・2・3	2	
植物微生物相互作用学	1・2・3	2	
生物相関機構論	1・2・3	2	
植物病原体相互作用学	1・2・3	2	
植物遺伝情報解析学	1・2・3	2	
植物感染機構学	1・2・3	2	
分子植物病理学特論	1・2・3	2	
植物遺伝育種学特論	1・2・3	2	
植物発育遺伝学	1・2・3	2	
青果物保藏生理学	1・2・3	2	
農産物代謝機構学	1・2・3	2	
農産物分子生物学	1・2・3	2	
植物生産技術学	1・2・3	2	
果実成熟生理学	1・2・3	2	
果樹栽培生理学	1・2・3	2	
野菜生産開発学	1・2・3	2	
施設栽培学	1・2・3	2	
開花制御学	1・2・3	2	
開花生理学	1・2・3	2	
作物発育制御学	1・2・3	2	
動物繁殖生理学特論	1・2・3	2	
動物繁殖制御学	1・2・3	2	
動物生殖細胞工学	1・2・3	2	
家禽生理学	1・2・3	2	
動物生体機能学	1・2・3	2	
応用細胞生理学	1・2・3	2	
動物育種学特論	1・2・3	2	
応用動物遺伝学	1・2・3	2	
動物栄養調節学	1・2・3	2	
動物栄養機能学特論	1・2・3	2	
動物応用微生物学特論	1・2・3	2	
畜産食品機能学特論	1・2・3	2	

先進生殖補助医療学	1・2・3		2
天然物有機化学演習	1・2・3		2
生理活性化学演習	1・2・3		2
糖鎖機能化学演習	1・2・3		2
微生物遺伝子化学演習	1・2・3		2
食品生物化学演習	1・2・3		2
生物情報化学演習	1・2・3		2
微生物機能学演習	1・2・3		2
植物遺伝生理解析学演習	1・2・3		2
植物細胞分子生化学演習	1・2・3		2
植物ストレス制御学演習	1・2・3		2
植物分子生理学演習	1・2・3		2
ウイルス分子生物学演習	1・2・3		2
植物－昆虫相互作用学演習	1・2・3		2
植物－病原菌相互作用学演習	1・2・3		2
植物環境微生物学演習	1・2・3		2
植物多様性解析学演習	1・2・3		2
植物ゲノム解析学演習	1・2・3		2
統合ゲノム育種学演習	1・2・3		2
植物多様性進化学演習	1・2・3		2
遺伝子細胞工学演習	1・2・3		2
ゲノム遺伝解析学演習	1・2・3		2
植物病理学演習	1・2・3		2
植物遺伝育種学演習	1・2・3		2
農産物利用学演習	1・2・3		2
農産物生理学演習	1・2・3		2
作物生産技術学演習	1・2・3		2
果樹園芸学演習	1・2・3		2
野菜園芸学演習	1・2・3		2
作物開花制御学演習	1・2・3		2
作物学演習	1・2・3		2
動物生殖生理学演習	1・2・3		2
動物生殖細胞工学演習	1・2・3		2
動物生理学演習	1・2・3		2
動物遺伝育種学演習	1・2・3		2
動物遺伝学演習	1・2・3		2
動物栄養学演習	1・2・3		2
動物応用微生物学演習	1・2・3		2
先進生殖補助医療学演習	1・2・3		2

履修方法

指導教員の指導により、農生命科学特論1単位及び演習2単位を含め12単位を修得すること。
なお、12単位のうち他専攻の講義4単位を修得することができる。

(3) 博士後期課程共通科目

授業科目の名称	単位数
SDGs人材育成特論	1
生物資源管理学特論	2
環境マネジメント特論	2
イノベーション特論	2
日本語会話	2
グローバル・プレゼンテーションA	1
グローバル・プレゼンテーションB	1
インターナショナル・インターンシップ（短期）	1
インターナショナル・インターンシップ（長期）	2
インターンシップ（短期）	1
インターンシップ（長期）	2
プレゼンテーション	1
実践的博士人材特論	2
持続可能社会マネジメント学	2

履修方法

博士後期課程共通科目の開講科目は、指導教員の指導の下、修了要件に算入することができる。
ただし、「日本語会話」を除く。

別表4（第32条の2関係）

専攻名	教育職員免許状の種類	免許教科
社会基盤環境学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
生命環境学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	数学 数学 農業
資源循環学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
生物資源科学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
生物生産科学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業